

○議長（小林哲雄）

日程第6 議案第3号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地域別最低賃金の改定に伴い、徴収嘱託員の報酬のうち時間額を引き上げることとしたいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

税務窓口課長。

○税務窓口課長（鳥海仁史）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第3号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

今回の改正では、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例で規定しております、特別職で非常勤職員の徴収嘱託員の報酬を改正することについて、お諮りするものでございます。

徴収嘱託員については、時間額、徴収割で報酬が構成されておまして、時間額については開成町非常勤職員取扱規則で定めます時間単価を根拠に条例制定されているところでございます。この開成町非常勤職員取扱規則で定めます単価が、昨年10月20日に改正されました神奈川県最低賃金、これによっておりますので、これによりまして規則改正されたところでございます。このため、一般事務を取り扱います非常勤職員と徴収嘱託員との賃金と報酬額の均衡を図るため、徴収嘱託員の報酬の時間額の単価を改正しようとするものであります。

それでは、1ページおめくりください。

開成町条例第 号。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

こちらにつきまして、別表の上段が改正後、下段が改正前の別表となっております。この別表の中の第45号で徴収嘱託員の報酬をお示ししておりますが、下線部分について改正をお諮りするもので、改正後で時間額900円、改正前の額で8

８０円で、改正前に比べてプラス２０円として改めることをお諮りするものであります。

附則をご覧ください。本条例の施行日を平成２６年４月１日としてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

２番、高橋久志議員。

○２番（高橋久志）

２番議員、高橋です。

ちょっと確認しておきたいのですが、今回提案されている徴収嘱託員の報酬の関係ですけれども、時間額が入っているから、神奈川県で最低賃金が上がったわけですから、それと一般職との兼ね合いを加味して今回提案されていると私は理解をしているのですけれども。そこで確認したいのは、こうした時間割りが入っている非常勤の関係は、今日提案されている徴収嘱託員だけでしょうか。ほかにこういった形のものが無いということで、あわせて提案されていないと、このように理解していいのかどうか、それを確認させていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（山本 靖）

それでは、高橋議員の質問にお答えします。

高橋議員がおっしゃるように、報酬条例で金額が載っているのは、これだけです。先ほど税務窓口課長が説明したように、臨時職員賃金とか、そういった部分は規則の中で定めていますので、そういった部分で最低賃金の影響によって単価が上がったりという形が出てきますが、報酬条例等で時間単価が載っているものは、これだけです。

○議長（小林哲雄）

ほかに、質疑はございませんか。さっきと同じ条例ですが、よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

それでは、ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第３号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって可決いたしました。